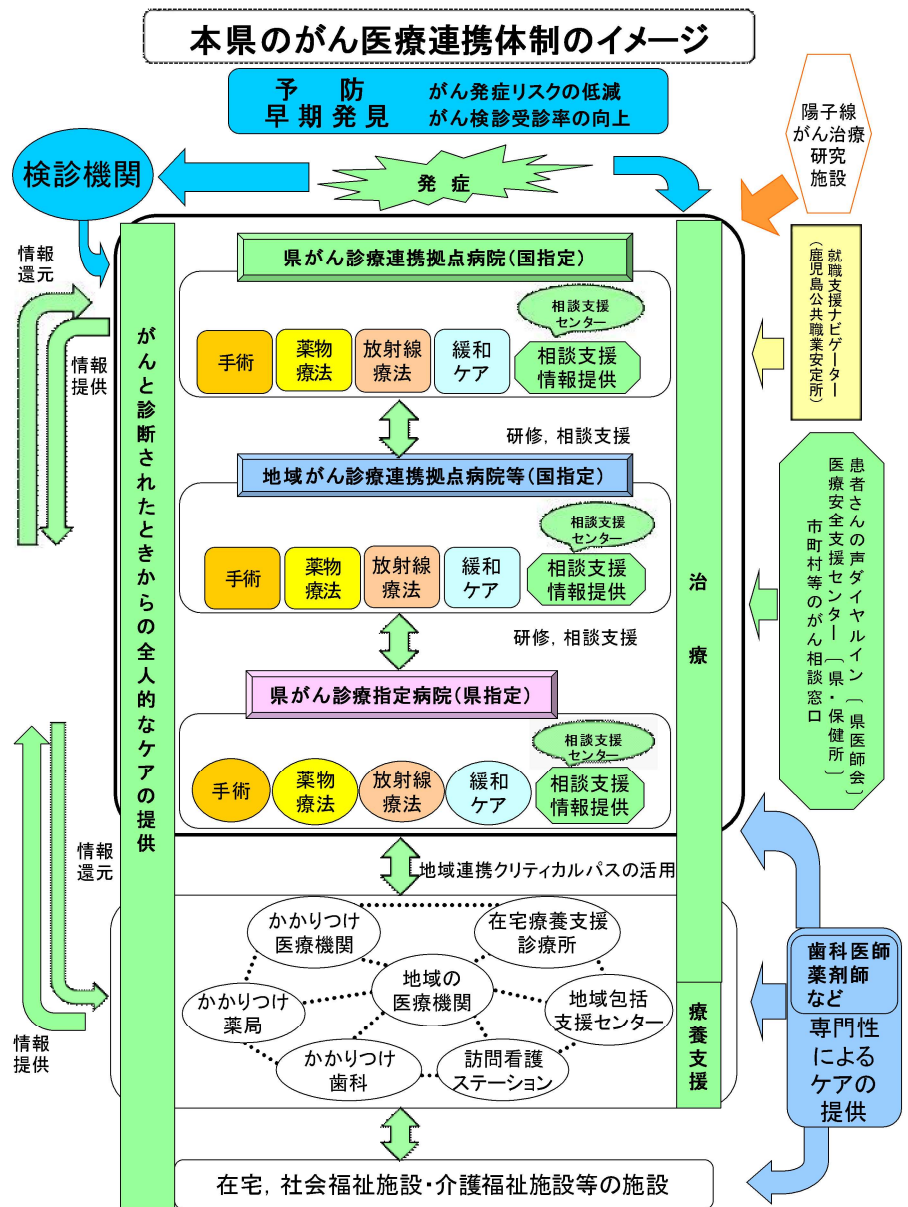


がんの医療連携体制



[県健康増進課作成]

がんの医療機能基準

発見・診断機能(疑い含む)

- ・ がんの診断が可能である(がんを疑った時、専門医療機関を紹介することを含む)。

【薬局】

- ・ 早期発見・早期治療の普及啓発ができる。
- ・ 継続的な薬学的管理指導等ができる。

専門的診療機能

- ・ がんの確定診断が可能である。
- ・ 初期段階からの緩和ケアが可能である。
- ・ 手術療法及び化学療法が可能である(胃がん・大腸がん・乳がん)。
- ・ 集学的治療(手術療法・化学療法・放射線療法を組み合わせた治療)が可能である(他院への放射線療法依頼を含む)(肺がん)。

化学療法による診療機能

- ・ ガイドラインに基づき、化学療法(注射又は経口)が可能又は条件により可能である。

治療後のフォローアップ機能

- ・ 再発や転移が疑われた場合及び症状悪化時に専門的診療を担う医療機関等と連携がとれる。
- ・ 定期的な腫瘍マーカー測定が可能であることが望ましい。
- ・ X線, エコー, CTなどの画像検査が可能であることが望ましい(他院への検査依頼も含む)。

【薬局】

- ・ 継続的な薬学的管理指導等ができる。
- ・ 外来化学療法による副作用のフォローアップができる。
- ・ 医薬用麻薬の調剤ができる。
- ・ 入退院時の薬物療法の連携が可能である。

在宅療養支援

- ・ 往診又は訪問診療が可能である。
- ・ 疼痛緩和が可能であることが望ましい。
- ・ 終末期ケア(看取りを含む)が24時間可能であることが望ましい。
- ・ 医療用麻薬の提供が可能であることが望ましい。

【薬局】

- ・ 継続的な薬学的管理指導等ができる。
- ・ 外来化学療法による副作用のフォローアップができる。
- ・ 医薬用麻薬の調剤ができる。
- ・ 入退院時の薬物療法の連携が可能である。

[大隅地域振興局作成]